



一般社団法人 鹿児島青色申告会

青空通信

Vol.43 平成26年4月30日(水)発行

発行元 **一般社団法人 鹿児島青色申告会**

編集人 広報委員長 今村芳行

〒892-0821

鹿児島市名山町9-1 県産業会館3階

電話：099-223-1411

FAX：099-227-0227

e-mail：kagoshima_aciro@yahoo.co.jp

URL：http://www.kagoshima-aciro.com



青色申告会ってどんな所??

記帳から 決算申告までを サポート

- 記帳指導をいつでも受けられます。
- 消費税指導がいつでも受けられます。
- 決算申告指導・修正申告・更正の請求が受けられます。
- すべて個別対応です。税理士による相談も無料で受けられます。

- 運転資金の斡旋を行っています。(日本政策金融公庫)
- 経営者のための記帳代行サービスの利用ができます。
- 広報誌やHPで最新情報をお届けします。

経営向上をサポート

専門家が税金や労務を 徹底サポート

- 税理士による無料税務相談が受けられます。
- 社労士による労務相談が受けられます。
- 会計ソフトの記帳指導が受けられます。

- 事業主の退職金制度(小規模企業共済)に加入できます。
- 生命保険を団体保険に切り替えられ、保険料を安くできます。
- 青申会独自のお得な共済・保険に加入できます。

事業の安定と 将来をサポート

その他にも、格安会員旅行や、おはら祭りへの参加、会員同士のレクリエーションなど盛りだくさん!



お気軽に事務局までお越してください!



| | | |
|------------------|------|-------------|
| 受付時間 | 月～金 | 8:30～17:30 |
| 税理士による無料個別相談 | 午前の部 | 9:00～12:00 |
| | 午後の部 | 13:00～16:00 |
| 会計ソフトブルーターンA個別指導 | 午前の部 | 9:00～12:00 |
| | 午後の部 | 13:00～17:00 |

※相談日については事前にご予約下さい。

融資相談、小規模企業共済手続き、各種保険手続き、労務や経営相談まで

困ったことがあれば青色申告会へ!!

会員紹介～あの人、この人、どんな人？

照国町の歴史ある写真館「照国写真館」 中村 芳子さん



照国神社の側にある写真館「照国写真館」こちらのお店も青色申告会員です。事業主である中村さんと撮影を担当する息子さんの親子で支えあいながら営業を続け、今年で30周年という歴史のある写真館です。

人の一生の思い出として残る大切な写真を通し、鹿児島の人々の人生の節目節目をずっとこの写真館で見守り続けてきた中村さんにお話を伺ってきました。

(取材：広報委員 吉嶺富代)

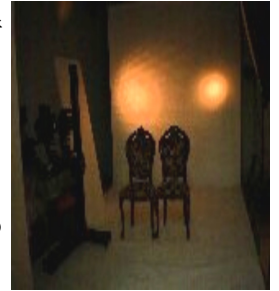
—苦勞話

苦勞と言うことは特にありませんが・・・ご自宅できものを着ておみえになられたお客様が右上前の着方をされていて撮影の準備も整った直後に気づき慌てました。

*注釈：右上前に着るということは死に装束なのです。

—この仕事をやってきて良かったと思えることは？

写真館を始めたきっかけは亡き主人の夢からでした。今は東京の写真学校で勉強した息子が手伝ってくれ現在に至っております。お客様の大切な記念日（入園、入学、卒業式・七五三・成人式・結納等）のお手伝いをさせて頂き喜ばれることがとても嬉しいです。



—お店のPR

6月でまるまる29年が過ぎます。

そこで今年は6月から30周年記念として“お客様へ真心のサービス”を今まで以上に継続して参ります。

—では、最後に一言メッセージをお願いします。

会員になったのが2011年でした（もう少し早く会のことを知っていたらと思います）。特にH税理士先生には大変お世話になり今があります。H先生は何もわからない私に細やかなアドバイスで帳簿記入指導をして頂き、確定申告期間にはH先生が産業会館へお見えになる日をチェックしてご相談をさせていただいております。本当に分かりやすくご指導いただき感謝申し上げます。実は私の娘の婿も会員です。

照国写真館

住所：鹿児島市照国町18-10 照国神社向かって左側

事業内容：撮影部門と着付け&衣裳レンタル部門

撮影は息子さん、そして着付けは事業主である中村さんです。

*衣裳レンタルは多種類を揃えております。

起業年月日：昭和61年6月



あなたのお店、職業を青空通信で紹介しませんか？掲載希望の方は青色申告会事務局までお問い合わせください。

第3回通常総会が開催されます

平成26年5月20日（火）一般社団法人 鹿児島青色申告会 第3回通常総会が東急イン鹿児島にて開催されます。当日は、25年度事業報告、決算報告、26年度の事業計画、予算案、役員改選などが審議されるほか、総会後には懇親会を予定しております。普段なかなか交流できない会員さん同士の異業種交流の場や、情報交換などにも役立ちますので、是非、この機会にご参加ください。また、すでにお手元にご案内のお葉書が届いているかと思いますが、御欠席の場合でも必ず委任状を返信いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

青色学校のお知らせ～青色申告が初めての方、手書き記帳の方のための勉強会～

- ・青色申告を始めたけどどうしたらいいかわからない…
- ・今年から開業で、経理のやり方がわからない！
- ・今年から白色も帳簿付けが必要って聞いたのですが…
- ・帳簿ってそもそも…
- ・今からでも間に合うでしょうか??

毎月1回、講師の税理士が、青色申告の仕組みから、基本的な出納帳のつけかたなど、丁寧に指導します。

また、今年度より、不動産賃貸業の方向けの講座も開設することとなりました。

今年から青色申告を始めた！という方、何年も青色をやっているけど、また一から勉強したい！！という方も大歓迎！是非、ご参加ください！！

- ◎募集定員 30名
- ◎開催時期 (営業所得の方)
第1回 7月14日(月) 13:30～
第2回 8月25日(月) 13:30～
(全5回を予定)
- ◎開催時期 (不動産所得の方)
第1回 7月14日(月) 10:00～
第2回 8月25日(月) 10:00～
(全3回を予定)
- ◎会場 県産業会館3F会議室
- ◎内容 簿記の基本、出納帳のつけかた
日常の取引 決算準備まで
- ◎参加費 **無料!** (但しテキスト代500円別途)
- ◎講師 税理士 (青色申告会会員)

参加希望の方は同封の申込用紙にてお申し込みください

源泉徴収説明会のお知らせ!!

従業員や専従者に給与を支払っている事業主の方は、納期の特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税は7月10日までが納付期限となります。

■ 従業員・アルバイトや専従者に給与を支払っている方

源泉税額が発生していない専従者・従業員しか雇用しない事業主であっても、所轄税務署に納付書を提出する必要があります。

- ◎募集定員 30名
- ◎開催時期 7月2日(水) 13:30～
- ◎会場 県産業会館7階会議室
- ◎内容 源泉の仕組み・源泉徴収簿のつけかた
- ◎参加費 **無料!**

ご持参いただくもの

- ・納付書 (納税者番号・住所・氏名の印字されたもの)
- ・平成26年源泉徴収簿 (氏名・住所・生年月日を必ず記入して下さい)
- ・印鑑
- ・過去2年分の源泉徴収簿、及び納付済み納付書の控え

《源泉徴収とは》

給与を支払うものが、支払う際に「源泉税額表」により計算し、支払う金額からその所得税額を差し引いて納付するというものです。

《源泉徴収した所得税の納付》

①納付期限

源泉徴収した所得税は、原則として支払った月の翌月10日までに納付しなければならないことになっています。

②納期の特例等

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています。

予定納税の減額申請は 7月15日(火)迄です



海外ミニ知識ブラジル編

FIFAワールドカップ2014開催地



おはようございます Bom dia (ボン チェア)

こんにちは Boa tarde (ボア タールジ)

こんばんは Boa noite (ボア ノイテ)

さようなら Tchou (チャウ)

お元気ですか? Como vai? (コモ ヴァーイ)

ありがとう Obrigada (オブリガーダ)

私は日本人です (男性の場合) Eu sou Japonês (エウ ソウ ジャポネース)

私は日本人です (女性の場合) Eu sou Japonesa (エウ ソウ ジャポネッサ)



ブラジルの国旗



ブラジルの国花イペー

ブラジル全国民はCPF (Cadastro de Pessoa Física)、個人の納税者番号を持っていて個人で大きな買い物をする場合CPFからSERASA (不渡り小切手オンライン情報) のブラックリストに入っていないかをチェックされます。市場調査の場合、CNPJから支社・支店のデータが得られます。CPFやCNPJを使って個人・企業の税金滞納がわかる仕組み。ブラジルは2011年から電子申告 (e-tax) が義務付けられていて、ブラジル国税庁サイトからその作成と提出にプログラムをダウンロードし電子申告します。会社員でも各自が確定申告 (年末調整) をしなければならない。

確定申告期間3月1日から4月30日まで

1レアル/46.18円 (2014年4月現)

| 所得額 | 税率 | 税額控除額 |
|---------------------|-------|----------|
| ~20,529.36 | 税率0% | 税額控除額0 |
| 20,529.37~30,766.92 | 7.5% | 1,539.70 |
| 30,766.93~41,023.08 | 15.0% | 3,847.22 |
| 41,023.09~51,259.08 | 22.5% | 6,923.95 |
| 51,259.08~ | 27.5% | 9,486.91 |

~編集後記~

ブラジル税制に関する様々なデータを読んでいましたら・・・楽天的なブラジル人は「お尻に火がつくまでやらない」ギリギリまで、追い詰められるまでやらないと書いてあり、また4月末近くになると国税庁のサーバーがパンク状態になるとまで書いてありました。

(ホントカモ!!)



節税の道も一歩から!

もうすぐ還暦を迎える、子どもが大学を卒業し、独立する。人生の節目を迎えるということはとても嬉しいことです。しかし、税金の面では、国民年金の控除や扶養控除が無くなるなど、気をつけなければ税金が大幅にアップ!ということにもなりかねません。そこで、青色申告会では「**小規模企業共済**」の加入、増額をお勧めしております。小規模企業共済は、個人企業者の退職金積立制度で、**掛け金が全額所得控除の対象になり**、節税の大きな手助けになります!詳しくは事務局までご相談ください。